

平成19年12月12日
消 防 庁

「危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会」における「危険物施設における保安の充実方策のあり方について（中間報告）」の取りまとめ

危険物施設における事故件数は増加傾向にあり、東海、東南海・南海地震などのプレート境界型の大地震や首都直下地震の切迫性も指摘されている状況にあります。

消防庁では、このような状況を踏まえ、危険物施設における保安レベルの向上を図るとともに、多発する危険物施設の事故原因の究明を推進し、地震時等における被害軽減や事故防止など保安の充実に繋げていくことを目的として、本年7月より「危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会」を開催し、危険物施設の保安の充実方策のあり方について総合的に検討を行っているところです。

この度、これまでの議論の整理を行うため、中間報告が取りまとめられましたので、別添のとおり公表いたします。

中間報告においては、

- ① 危険物施設の事故防止対策のあり方について
- ② 危険物施設の休止制度について
- ③ 自主保安の推進方策について

の3つの事項について考え方が示されたところです。

[別添資料]

- [1. 危険物施設における保安の充実方策のあり方について\(中間報告・ポイント\)](#)
- [2. 危険物施設における保安の充実方策のあり方について\(中間報告\)](#)

連絡担当者

総務省消防庁危険物保安室 山本・佐藤

TEL 03-5253-7524(直通)

FAX 03-5253-7534